

# 2011年度 夏期合同研究



7月13日、弁護士会館で、2011年度東京弁護士会夏期合同研究が開催された。午前中に13の分科会、午後からは2つのテーマで全体討議を行った。参加者は分科会が421人、全体討議の第1部が66人、第2部が78人であった。

\*表紙裏にカラー写真を掲載しています。

## 第1分科会

### 家事事件手続法の制定と家事事件実務の動向

民事訴訟問題等特別委員会副委員長 寺崎 京 (57期)



当委員会では、本年5月に成立し2013年1月1日施行予定の家事事件手続法に関し、施行前の運用の方向性も予測しつつ、全家事審判事件に共通した改正点と、比較的取り扱いの機会が多い「離婚」「相続」の主な改正の要点説明と現行の運用への影響について、詳細なレジュメを配布したうえで基調報告と討論を行った。なお、法務省では家事審判法等と家事事件手続法の新旧対照表を作成する予定はないということで、当委員会の有志の判断に基づき、別表を含めた対照表（合計92頁！）を作成のうえ、本討議用に配布した。

討論では①申立書の作成 ②「当事者参加人」「利害関係参加人」③子の参加・子の意見表明 ④調停手続における証拠収集とその結果を審判手続に用いることの可否等といったテーマを中心に意見を交わし、最後に、急遽会場におられた法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会委員であった栗林勉会員にコメントを賜り、当分科会の研究報告は大変実のあるものになった。

今回の当委員会の報告等が、出席された方々の今後の家事事件手続法の理解に役立てば幸いである。

## 第2分科会

### 重点研究 民法(債権法)改正の審議状況

法制委員会委員 泉原 智史 (61期)



法制委員会は、昨年同様、法制審議会民法（債権関係）部会に幹事として参加されている高須順一会員をお招きして、これまでの審議状況をご報告いただくとともに、弁護士会内においても意見が分かれている重要論点（債権者代位・詐害行為取消・消費貸借）について、篠塚力委員長、岩田修一副委員長、小松達成委員、木村健太郎会員を交えて議論した。

議論においては、なぜ弁護士内部において異なる見解が主張されているかについて、実務と理論の間で制度のイメージが異なっていることや、実務家の間でも立場によって制度の利用

の仕方が違うことなどが指摘された。他方で、消費貸借について、金融実務の立場と、借り手となる消費者の立場では、制度の見方について必ずしも隔たりがないことが見いだされるなどの収穫もあった。

これまでの第一読会では、当委員会が中心となって検討作業が行われてきたが、今後の第二読会では、いよいよ規定の方向性について一定の結論が出されるものと思われる。これに向けて、当初から全会を挙げて対応していく必要があることが確認された。

### 第3分科会

## 被災女性の現状と支援

～現地視察と被災地相談から考える

両性の平等に関する委員会副委員長 寺原 真希子 (52期)



はじめに、みやぎジョネット（みやぎ女性復興支援ネットワーク）事務局長の草野祐子氏から、悩みを内に抱え込みがちな被災女性に対して手芸やマッサージを行うサロンを開催し隠れた問題点を聞き出していること、避難所での女性の尊厳の有無（女性用更衣室の非設置や食事当番の押しつけなど）が各避難所のリーダーの考え方に大きく左右される現実が存在すること、再就職や再起業に意欲的な被災女性が多数存在するものの行政による仕組み作りが望まれることが報告された。

続いて、小島妙子弁護士（仙台弁護士会）から、コミュニティの再生を目指す復興が必要であり、それには①存在、②尊厳、③権利、④参加からなる女性のシティズンシップの確立が不可欠であることが指摘された。

以上及び複数の参加者からの被災地相談報告を踏まえて活発な意見交換が行われ、生活に根付く女性の視点からコミュニティ全体としての復興をはかることの重要性が再確認された。

### 第4分科会

## 地家裁立川支部の本庁化と弁護士会多摩支部の本会化

多摩支部 多摩地域司法計画策定委員会委員 福武 功蔵 (58期)



本庁化・本会化の意義、多摩支部を本会化した場合の会費負担や会員一人当たりの刑事弁護の件数のシミュレーションについて基調報告が行われた。

本庁化・本会化運動についての東京三会の現状の報告がなされた後、討論に入った。元裁判官の会員から、支部と本庁では権限が違うことなどの具体的な意見が出されるなど、活発な討論が行われ、

- ①弁護士会内の関心と議論を深めること
- ②東京三弁護士会東京地方・家庭裁判所立川支部本庁

化検討協議会においてその進め方について具体的な検討を行うこと

- ③日本弁護士連合会や関東弁護士会連合会に働きかけて実現に向けた活動を行うこと
- との決議を満場一致で採択した。

### 第5分科会

## 受刑者処遇の現在

～刑事被収容者処遇法5年後見直しに向けて

刑事拘禁制度改革実現本部委員 寺崎 裕史 (61期)



第5分科会は、刑事拘禁制度改革実現本部が、「受刑者処遇の現在～刑事被収容者処遇法5年後見直しに向けて」とのテーマを掲げ、八王子医療刑務所視察委員を務めている宮川泰彦弁護士（第二東京弁護士会）、府中刑務所視察委員を務めている三宅弘弁護士（第二東京弁護士会）、警視庁留置施設視察委員を務めている小川幸三会員を講師として招いて、行われた。

宮川弁護士からは、八王子医療刑務所の被収容者の現状や、視察活動を通じて明らかになった問題点について、

報告が行われた。三宅弁護士からは、府中刑務所視察委員会の活動状況や、視察委員会の作成文書と公文書管理法の関係等について、報告が行われた。小川会員からは、警視庁留置施設視察委員会の活動の状況や、留置施設における捜留分離の状況、処遇の状況等について、報告が行われた。

その後、講師と参加者の間で、活発な意見交換が行われ、刑事被収容者処遇法のあり方を検討するにあたって、非常に有意義な分科会であった。

## 第6分科会

### 実りある法廷弁護技術の一助として

裁判員制度センター副委員長 佐野みゆき (56期)

裁判員制度センター及び刑事弁護委員会では、「実りある法廷弁護技術の一助として」と題して、7事件、8名のパネリスト会員に出席いただき、裁判員裁判経験交流会を行った。

最初に簡単な各事件の概要等の説明後、コーディネーターである裁判員制度センター遠藤常二郎副委員長からの質問に答える形で会は進められた。

多くが自白事件であったこともあり、弁護方針については、徒に被告人の行為を正当化するよりは事件の背景や再犯可

能性がないことを強調するなど、裁判員裁判を意識した活動の様子が報告された。

公判手続については、冒頭陳述・弁論のペーパーの配布時期が議論となった。プレゼンについても、必ずしもペーパーレスに縛られることなしに、最も説得的に話ができる方法で創意工夫しながら行われていた。

実際の事件の担当者ならではの生の情報が多く寄せられ、非常に有意義な交流会となった。



## 第7分科会

### 弁護士に役立つセキュリティ対策

弁護士業務妨害対策特別委員会委員 石川直紀 (60期)

当委員会では、事務所玄関の常時施錠などのセキュリティ対策を提唱してきた。しかし、現状では会員のセキュリティに対する意識はなお低いといわざるを得ず、その意識を高めてもらうべく、本分科会研究を行った。

第1部では、伊藤芳朗委員長より、『弁護士業務妨害対策について』と題した講義を行い、凶悪化する弁護士業務妨害事例についての説明と、会員一人ひとりの業務妨害に対する意識改革の必要性が確認された。

第2部では、当委員会委員の二つの事務所を撮影しセキ

ュリティ上の問題点を指摘したDVDを上映するとともに、セキュリティ専門会社にご協力いただきつつ、中村裕二委員のコーディネートのもと、個々の法律事務所における具体的なセキュリティ対策について参加会員との間で意見交換を行った。

当委員会としては、本年7月に発行された当委員会編集による『弁護士業務妨害対策ハンドブック二訂増補版』を読んでいただき、セキュリティに対する意識を高めていただくよう切に望む次第である。



## 第8分科会

### 外国人の参政権・公務就任権 (調停委員・司法委員への任命を含む)

外国人の権利に関する委員会委員 池田泰介 (59期)

本分科会は、憲法問題対策センターと外国人の権利に関する委員会の共催で行われた。

まず石山文彦中央大学教授から「多文化主義と国籍」をテーマとする講演をいただいた。この講演は、実定法の解釈を超えて「国籍とはなにか」について理解を深めることを目的とし、非常に有意義かつ新鮮な講演内容であった。具体的には①多文化主義の内容・根拠についての説明 ②多文化主義における参政権についてカナダやEUにおける具体例を用いての説明 ③最後に多文化主義と外国人参政権との繋

がりについての説明をお聞きした。

講演終了後、質疑応答を経て、菅沼一王会員から外国人参政権・公務就任権に関する判例・学説についての報告、殷勇基会員からは外国籍調停委員・司法委員の採用を求める意見書についての報告が行われた。

最後に、外国人参政権や公務就任権についての討論が行われた。憲法上の法理論に基づく討論に加え、実態を踏まえた社会的討論も加わり、様々な見解が各委員から出され、活発な討論がなされ閉会した。



## 第9分科会

## 原発を語る自由はあるか？

～原子力発電を取り上げるマスメディアの見えない構造

人権擁護委員会委員 佃 克彦 (45期)



当分科会は、ジャーナリストの上杉隆氏を講師としてお迎えし、インタビュー形式でお話を伺った。上杉氏は、本年3月11日の震災直後から震災・原発関連の取材報道に従事しており、レギュラー出演しているラジオ番組で東京電力の閉鎖的体質を批判したところ、その番組からレギュラーの契約を打ち切られるという経験をしている。

そのような目に遭った上杉氏から、情報を隠そうとする政府・東電の閉鎖性や、その情報隠しを追及しない既存マスメディアの構造などについて、自身の体験に基づいたさまざま

な話が出た。

大手メディアも最近ようやく、東電批判や、原発の各種“神話”への疑問を報ずるようになった。この傾向について上杉氏は、「巨大スポンサーとしての東京電力が徐々に見限られ始めているのではないかと見る。なるほど。実に分かりやすい分析である。

## 第10分科会

## 後見監督の実務

～A名簿への指定研修

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 奥田 大介 (59期)



第10分科会では、オアシスA名簿登録への研修として、家庭裁判所による選任件数が増加している後見監督人について、その業務に関する研修を行った。

まず、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の吉野智副委員長が、後見監督マニュアルの解説を行い、また、最高裁が導入を提案した後見制度支援信託の解説を行った。

次に元橋一郎副委員長が、事例を挙げ、後見監督人として例外的な対応をすることの是非について、参加した委員の意見を求めるという形で討議を行った。

続いて野本雅志副委員長が、後見人による不祥事案とその対応について、実際に扱ったケースを基に報告を行った。

最後に、土肥尚子前委員長が、後見監督人が後見人等から事件を受任することの是非等、倫理に関して説明を行った。

後見監督人として職務を行う際に、判断に迷うケースはあるが、本分科会で得られた知識がその解決の一助になればと思う。

## 第11分科会

## 放射能汚染問題と食の安全のあり方を考える

消費者問題特別委員会副委員長 中川 素充 (54期)



まず、当委員会の蓮見友香委員及び晴被雄太委員から、食品に対する放射線量の規制及び検査体制の現状等について報告・説明がなされた。

そして、生井兵治元筑波大学教授から、放射能に関する基本的事項（種類や特徴、身体への影響など）をはじめ、食品に関する国の暫定基準値への疑問、検査地域（広範囲で精緻な検査の必要性）、検査品目（多くの品目で）、検査の頻度（高めるべき）、情報開示（高濃度汚染地域の明確化、基準値以下でも具体的数値の明確化）、対策（除染方法、

半永久的な放棄の検討）など具体的で多岐にわたる解説・指摘がなされた。

夏期合研の数日前に牛肉のセシウム汚染問題の報道があったためなのか、参加者は真剣に聞き入っていた。出席者からも活発な質問、意見交換がなされ、終了予定時間を大幅に上回った。

今後、今回の夏期合研の成果を踏まえ、当委員会では放射能汚染と食の安全に関する提言を行っていきたいと考えている。

## 第12分科会

### 法律実務の国際化

国際委員会委員 井上 乾介 (61期)



第12分科会では、国内法律事務所のアジアを中心とする海外進出の現状および展望について紹介・討論が行われた。

石井藤次郎委員長長の挨拶に続き、早川吉尚副委員長から国内事務所のアジア展開の経緯と特徴が概観された。続くプレゼンテーションでは、竹野康造弁護士(第二東京弁護士会)、水野海峰会員、森脇章弁護士(第二東京弁護士会)、川上嘉彦弁護士(第一東京弁護士会)、杉本文秀会員、近藤浩会員から、海外拠点新設を推進する事務所、現地の法

律事務所との提携に軸を置く事務所、現地の語学の習得を徹底し現地法の業務も積極的に行う事務所等、多様な海外進出戦略が紹介された。

また、パネルディスカッションでは法律事務所の海外進出に伴う弁護士のキャリアパスや業務領域の変化についても議論された。

近年の法律事務所の海外進出が、組織面のみならず弁護士のあり方にも大きな変化を与えていることが浮き彫りとなる大変示唆に富んだ分科会となった。

## 全体討議

### 【第1部】

### 司法修習給費制問題の現状について

司法修習費用給費制維持緊急対策本部 事務局次長 木村 裕二 (42期)



夏期合同研究・全体討議の第1部は「司法修習給費制問題の現状について」をテーマとして、丸島俊介会員(法曹養成に関するフォーラム有識者委員)及び川上明彦弁護士(日弁連オブザーバーとして、法曹養成に関するフォーラム構成員。愛知県弁護士会)による報告を中心に、今後の見通しや課題について討議することになっていた。折しもその日(7月13日)の午前中に、第3回「法曹養成に関するフォーラム」が行われており、最新情報を伝える場となった。

最初に、釜井英法会員(日弁連司法修習費用給費制維持緊急対策本部事務局次長)が、給費制1年延長を認めた昨年11月の裁判所法改正以後の、日弁連による運動の経過について報告した。

続いて、丸島会員が、当日のフォーラムの状況について報告した。フォーラムでは、7月13日の第3回会議と8月4日の第4回会議で給費制/貸与制について議論し、8月31日の第5回会議で一定の取りまとめを行うとのスケジュールで進

行している。当日の第3回会議では、丸島会員及び川上弁護士以外のフォーラム有識者委員からは、給費制維持に賛成するとの意見を述べた者はいなかった。「貸与制を基本としたうえで、所得の低い者にとって障壁とならない制度にできるか、司法修習の意義についてどう理解すべきか」を第4回会議で議論するとの座長とりまとめがなされた、という報告であった。

川上弁護士からは、法務省からの「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」結果として「弁護士6年目の平成22年分所得額の平均値1073万円、中央値957万円」という数値が有識者委員に与えた印象が強く、「そういう高所得なら十分に返済可能なのだから貸与制にしても問題ないのではないか」という方向へ議論が流れてしまい、法曹養成制度における「悪循環」の克服という現実の課題や、司法修習が何のため誰のためにあるかという本質的な議論になっていない、という問題点の報告があった。

その後、ビギナーズ・ネット(司法修習生の給費制維持のための若手ネットワーク)事務局長の石川浩一郎弁護士(千葉県弁護士会)及び同会代表の萱野唯さん(法科大学院修了生)から、ビギナーズ・ネットの活動報告と、給費制維持運動への支援を求める訴えがあった。

会場からは、貸与制導入が決められた平成16年当時の運動と現在の運動がどう違うのか等について質問があった。

最後に、植草宏一会員(司法修習費用給費制維持緊急対策本部本部長代行)が、厳しい状況であるが今後も日弁連と連携して給費制維持運動を続けていくとして、討議のまとめを行った。

## 第13分科会

労働審判手続きと残業代請求事件  
(労・使の各視点から)

労働法制特別委員会副委員長 光前 幸一 (29期)



本年は、東京地裁民事36部(労働部)総括の渡邊弘裁判官をコメンテーターにお招きし、婦人服の営業店長の「残業代請求事件」をテーマに「模擬労働審判」を行った。

調停が組み込まれた労働審判手続きのアイデアは、もはや労働事件のみならず、一般民事事件にまで導入されようとしている。また、労働環境の変化は、複雑な計算(労基法も改正された)や種々の論点が伏在する残業代請求事件を激増させている。ただ、残業代請求事件は、3回の期日での解決を目指す労働審判には不向きな事件と言われてき

たことから、今回は、当委員会の56期～63期の若手委員が申立人代理人、相手方代理人、労働審判委員会に扮し、79名の傍聴人(会場参加者)の前で本番さながらの論争を展開し、この難題の解決に挑戦した。最後は、労働審判委員会が使用者側に600万円余りの解決金の支払いを迫る調停案を示し、双方がこれに同意したが、幸い、渡邊裁判官からも好評を得、貴重なコメントも戴いたことから、この成果を、当委員会の出版物として、残業代計算ソフトとともに会員に無料で頒布することを検討している。

## 【第2部】

## 震災における弁護士の役割

～被災者救済の為に、今できることは何か(立法提言を含む)

東日本大震災対策本部 囑託 貞弘 貴史 (56期)



## 1 概要

本年全体討議の第2部は、未曾有の災害となった東日本大震災を受け、震災をテーマに討議を行うこととなった。

## 2 基調報告

まず、岩手県遠野市のボランティアセンター「遠野まごころネット」の副代表である多田一彦氏より基調報告があった。

多田氏は福島県で休暇中に被災し、その直後出身の遠野市に戻り、ボランティア活動を行った。その後ボランティア団体を集約し、代表である遠野市社会福祉協議会の佐藤正市氏とともに、個人も受け入れつつも、継続的かつ組織的に被災地へボランティア活動を行うという、類をみないボランティア組織を作り上げた方である。

基調報告においては、遠野まごころネット設立の経緯及び今後の展開について報告が行われた。

次に、宮城県気仙沼市で被災した東忠宏弁護士(仙台弁護士会)から基調報告が行われた。東弁護士は、仕事中に

被災し、一時家族と離ればなれになったが、3月24日に気仙沼に戻り、以後仮事務所で業務をされている。基調報告においては、主に気仙沼市の現状と震災後の法律相談状況、受任事件状況などの報告がなされた。

## 3 パネルディスカッション

その後、休憩を挟み、前述のお二人と安藤建治会員(災害復興まちづくり支援機構事務局)、大沼宗範会員の4名でパネルディスカッションが行われた。大沼会員からは「避難所相談以外に弁護士が関わることはないか」という見地から、前述の遠野まごころネットに<sup>いち</sup>一ボランティアとして参加し、がれき撤去や足湯活動といったボランティア活動を通じて法的ニーズを聞き取ったという報告がなされた。

大沼会員の報告を受け、今回の震災において今後弁護士会がとるべき活動・個々の弁護士がとるべき活動を討論し、最後に東京直下型地震に備えて今我々がすべきことを討論した。

各パネラーの発言に加え、中川明子会員による第3分科会「被災女性の現状と支援」の報告、震災後当会から登録換えをし、被災地である釜石市にて本年7月11日に「震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所」を開業した瀧上明弁護士(岩手弁護士会)の挨拶、被災者の生活保護打ち切りの問題や被災者格差の問題についての意見交換と盛りだくさんの内容であった。

来月号のLIBRAにて詳細を報告する予定であるが、100着を準備していた復興支援Tシャツが全体討議開始前に完売するなど、盛況な全体討議となった。